

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県税の課税免除の特例に関する条例

第1条中「及び不均一課税」を削る。

第2条第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。

(9) 促進区域対象施設 地域未来投資促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。

第2条中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とする。

第5条第1号中「当該設備」を「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」に、「当該次に掲げるいずれかの設備（以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」という。）」を「当該認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」に改める。

第11条の見出しを「（促進区域における課税免除）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成31年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から起算して5年内に促進区域対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。）に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

る。

第11条各号中「同意集積区域対象施設」を「促進区域対象施設」に改める。

第12条を削る。

第13条（見出しを含む。）中「又は不均一課税」を削り、同条を第12条とする。

第14条第1項中「又は不均一課税」及び「又は第12条の規定により不均一課税すべき額以外の額」を削り、同条第2項中「又は不均一課税」を削り、同条を第13条とする。

第15条中「、第11条若しくは第12条」を「若しくは第11条」に改め、同条を第14条とする。

第16条を削り、第17条を第15条とする。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した者に対して課する不動産取得税又は固定資産税の課税免除について適用し、施行日以後に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項に規定する同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成29年総務省令第55号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条に規定する対象施設を設置した者に対して課する不動産取得税又は固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

平成29年11月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、地域経済を牽引する事業を行う事業者が設置した施設に係る不動産取得税又は固定資産税の課税を免除する措置を講ずる等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。